

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

規則

○愛知県県税事務取扱規則の一部を改正する規則	第45号	(税務課)	2
○愛知県事務委任規則の一部を改正する規則	第46号	(児童家庭課)	2
○製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則	第47号	(生活衛生課)	2

病院事業庁管理規程

○愛知県病院事業庁職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程	第11号	(管理課)	3
○愛知県病院事業庁財務規程の一部を改正する規程	第12号	(経営課)	3

公安委員会規則

○愛知県公安委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	第8号	(住民サービス課)	4
○愛知県警察本部長が管理する行政文書の開示に関する規則の一部を改正する規則	第9号	(同)	5

告示

○水質に関する検査の業務を行う指定検査機関の指定	第406号	(水大気環境課)	5
○水質に関する検査の業務を行う指定検査機関の指定	第407号	(同)	6
○水質に関する検査の業務を行う指定検査機関の指定	第408号	(同)	6
○土壌汚染対策法第6条第4項の規定に基づく要措置区域の指定の解除	第409号	(同)	7
○三河湾国定公園に関する公園事業の決定	第410号	(自然環境課)	7
○大学等卒業予定者の就職内定状況調査の実施	第411号	(就業促進課)	7
○漁業災害補償法による加入区の設定	第412号	(水産課)	8
○道路の区域の変更	第413号	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	第414号	(同)	8
○道路の占用を制限する区域の指定	第415号	(同)	8
○道路の占用を制限する区域の指定の解除	第416号	(同)	9
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	第417号	(同)	9
○港湾施設の概要の一部改正	第418号	(港湾課)	9
○地方税共同機構に行わせる特定収納事務に係る特定歳入等	第419号	(会計局会計課)	10

警察本部告示

○愛知県警察本部長が管理する行政文書の開示に関する規程の一部改正	第2号	(住民サービス課)	10
----------------------------------	-----	-----------	----

公告

○あいち産業科学技術総合センター等で使用する電気に関する一般競争入札の実施		(産業科学技術課)	12
---------------------------------------	--	-----------	----

○大規模小売店舗の新設の届出	(商業流通課)	13
○大規模小売店舗の変更の届出	(同)	14
○愛知県労働委員会委員候補者の推薦	(労働福祉課)	18
○開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	18
○開発行為の協議成立に基づく工事完了	(同)	18

規 則

愛知県県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十九日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県規則第四十五号

愛知県県税事務取扱規則の一部を改正する規則

愛知県県税事務取扱規則(昭和三十九年愛知県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「夜間金庫を利用する出納員等及び愛知県名古屋東部県税事務所の分任出納員」を「警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二条第一項第三号の警備業務を行う警備業者(同条第三項に規定する警備業者をいう。)に当該現金等の運搬をさせる場合」に改める。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

愛知県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十九日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県規則第四十六号

愛知県事務委任規則の一部を改正する規則

愛知県事務委任規則(昭和四十年愛知県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一児童・障害者相談センター長又は児童相談センター長の項第十一号中「行わせ、又は適当な者」を「行い、又は登録一時保護委託者等」に、「委託させる」を「委託する」に改め、同項第十一号の二中「行わせ」を「行い」に、「委託させる」を「委託する」に改め、同項第十一号の三中「行わせ、又は適当な者」を「行い、又は登録一時保護委託者等」に、「委託させる」を「委託する」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一の三の二 児童福祉法第三十三条第二十二項の規定により登録一時保護委託者等以外の適当な者に見
 童又は保護延長者の一時保護を行うことを委託すること。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十九日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県規則第四十七号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年愛知県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

様式第三中「国籍」を「国籍等」に改める。

様式第五及び様式第六中「国籍」を「国籍等」に改める。

附 則

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の製菓衛生師法施行細則の規定に基づいて作成されている製菓衛生師免許申請書その他の用紙は、改正後の製菓衛生師法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

病院事業庁管理規程

愛知県病院事業庁管理規程第11号

愛知県病院事業庁職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年9月29日

愛知県病院事業管理者

病院事業庁長 丹羽 康正

愛知県病院事業庁職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

愛知県病院事業庁職員の特殊勤務手当に関する規程（平成16年愛知県病院事業庁管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 外科医療確保特別手当

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「を除く」を「及び外科医療確保特別手当を除く」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（外科医療確保特別手当）

第8条 外科医療確保特別手当は、愛知県がんセンターの病院に勤務する医師（病院事業庁長が定める医師に限る。）が、手術（病院事業庁長が定める手術に限る。）の業務に従事したときに支給する。

2 外科医療確保特別手当の額は、前項の業務に従事した回数1回につき9,600円とする。

附則第4項、第9項及び第11項中「第11条」を「第12条」に改める。

附則第13項中「第10条」を「第11条」に、「及び」を「、」に改める。

別記様式中「第12条」を「第13条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和8年10月1日から施行する。

（愛知県病院事業庁現業職員の給与に関する規程の一部改正）

2 愛知県病院事業庁現業職員の給与に関する規程（平成16年愛知県病院事業庁管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表災害応急作業等手当の項中「第8条第2項」を「第9条第2項」に改める。

愛知県病院事業庁管理規程第12号

愛知県病院事業庁財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年9月29日

愛知県病院事業管理者

病院事業庁長 丹羽 康正

愛知県病院事業庁財務規程の一部を改正する規程

愛知県病院事業庁財務規程（平成16年愛知県病院事業庁管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第38条第2項中「、取引店を受取人とする小切手を振り出し」及び「添えて受取書と引換えにこれを当該」を削る。

第39条を次のように改める。

第39条 削除

様式第43（その1）中

年度		会計	小切手 第	号
内 訳 書 枚 数		金 額		

を

年度		会計		
内 訳 書 枚 数		金 額		

に

改める。

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。

公安委員会規則

愛知県公安委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年九月二十九日

愛知県公安委員会委員長 増 井 敬 二

愛知県公安委員会規則第八号

愛知県公安委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

愛知県公安委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成十三年愛知県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第九条第二項」を「第九条第三項」に改める。

第九条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「場合」の下に「（前項第一号に掲げる開示の方法による場合に限る。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 条例第十六条第二項の規定による写しの交付による開示の実施は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 当該文書等を複写機により用紙に複写したものの交付

二 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

三 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電子情報処理組織（公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と開示の実施を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第二項第三号において同じ。）を使用して送信する方法

第十条第二項に次の一号を加える。

三 当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して送信する方法

第十三条第一項第十号中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改める。

様式第一を次のように改める。

様式第1（第2条関係）

行政文書開示請求書		日 月 年
愛知県公安委員会 殿		
氏 名 〔法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名〕 郵便番号 住所（居所）又は事務所 （事業所）の所在地 電話番号		
愛知県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示請求をします。		
行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	1 ☐ 閲覧・視聴 2 ☐ 用紙に複写した写しの交付 3 ☐ 光ディスクに複写した写しの交付 4 ☐ オンラインによる写しの交付 (2又は3の場合の郵送による送付の希望 ☐ 有 ☐ 無)	
※ 備考	行政文書の名称	
	連絡先	
注1 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用（郵送を希望する場合は、当該郵送の費用を含む。）を負担していただきます。 2 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものと及び文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録が含まれます。 3 「開示の実施の方法」及び「2又は3の場合の郵送による送付の希望の有無」については、該当する□にレ印を記入してください。 4 開示の実施の方法については、御希望に添えない場合があります。 5 ※の欄は、記入する必要ありません。		
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。		

様式第二及び様式第三中

「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。
3 「」を削る。

附 則

この規則は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第十三条第一項第十号の改正規定は、公布の日から施行する。

愛知県警察本部長が管理する行政文書の開示に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月二十九日

愛知県公安委員会委員長 増 井 敬 二

愛知県公安委員会規則第九号

愛知県警察本部長が管理する行政文書の開示に関する規則の一部を改正する規則

愛知県警察本部長が管理する行政文書の開示に関する規則（平成十二年愛知県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

愛知県告示第406号

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条第1項の規定に基づき、同法第7条第1項及び第11条第1項本文の水質に関する検査の業務を行う者を次のように指定する。

令和8年9月29日

愛知県知事 大 村 秀 章

名称	一般社団法人愛知県薬剤師会
所在地	名古屋市中区丸の内三丁目4番2号
代表者の氏名	会長 川邊 祐子
検査業務を行う地域	名古屋市、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市及び知多郡の区域
検査業務を行う期間	令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

検査の手数料	規模	第7条検査関係手数料	第11条検査関係手数料
	20人槽以下	11,000円	6,000円
	21～100人槽	15,000円	10,000円
	101～200人槽	18,000円	13,000円
	201～300人槽	20,000円	15,000円
	301～500人槽	25,000円	21,000円
	501人槽以上	30,000円	26,000円
指定年月日	令和8年9月29日		
検査業務開始予定年月日	令和8年10月1日		

愛知県告示第407号

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条第1項の規定に基づき、同法第7条第1項及び第11条第1項本文の水質に関する検査の業務を行う者を次のように指定する。

令和8年9月29日

愛知県知事 大村 秀章

名称	一般社団法人愛知県浄化槽協会		
所在地	名古屋市中村区則武本通一丁目31番地		
代表者の氏名	会長 関谷 俊征		
検査業務を行う地域	一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、豊田市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡及び海部郡の区域		
検査業務を行う期間	令和8年10月1日から令和11年9月30日まで		
検査の手数料	規模	第7条検査関係手数料	第11条検査関係手数料
	20人槽以下	11,000円	6,000円
	21～100人槽	15,000円	10,000円
	101～200人槽	18,000円	13,000円
	201～300人槽	20,000円	15,000円
	301～500人槽	25,000円	21,000円
	501人槽以上	30,000円	26,000円
指定年月日	令和8年9月29日		
検査業務開始予定年月日	令和8年10月1日		

愛知県告示第408号

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条第1項の規定に基づき、同法第7条第1項及び第11条第1項本文の水質に関する検査の業務を行う者を次のように指定する。

令和8年9月29日

愛知県知事 大村 秀章

名称	一般財団法人中部微生物研究所		
所在地	豊川市御津町赤根下川48番地		
代表者の氏名	代表理事 小田桐弘和		
検査業務を行う地域	豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、知立市、高浜市、田原市、額田郡及び北設楽郡の区域		
検査業務を行う期間	令和8年10月1日から令和11年9月30日まで		
検査の手数料	規模	第7条検査関係手数料	第11条検査関係手数料
	20人槽以下	11,000円	6,000円
	21～100人槽	15,000円	10,000円
	101～200人槽	18,000円	13,000円
	201～300人槽	20,000円	15,000円
	301～500人槽	25,000円	21,000円
	501人槽以上	30,000円	26,000円

指定年月日	令和8年9月29日
検査業務開始予定年月日	令和8年10月1日

愛知県告示第409号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定に基づき、次のように要措置区域の指定を解除する。

令和8年9月29日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 解除に係る要措置区域
小牧市大字二重堀字田神1155番1の一部（令和7年愛知県告示第447号により指定した区域）
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 3 1の区域の全部において2の特定有害物質の種類について講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

愛知県告示第410号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定に基づき、三河湾国定公園に関する次の公園事業を決定した。

なお、その関係図面は、愛知県環境局環境政策部自然環境課、愛知県東三河総局及び田原市役所に備え付けて一般に縦覧する。

令和8年9月29日

愛知県知事 大村 秀章

公園事業の種類（名称）	位置
園地（サンテパルクたはら）	田原市（芦ヶ池）

愛知県告示第411号

愛知県統計調査条例（平成20年愛知県条例第49号）に基づき、大学等卒業予定者の就職内定状況調査を次のように実施する。

令和8年9月29日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 調査の名称
大学等卒業予定者の就職内定状況調査
- 2 調査の目的
大学生等の就職状況を正確に把握し、就職問題に適切に対処することを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
愛知県内全域
- 4 報告を求める者
愛知県内の大学50校及び短期大学16校
- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 次に掲げる者の大学生・短期大学生又は大学院生の別及び性別ごとの人数
 - (イ) 令和8年度卒業予定者
 - (イ) (ア)に掲げる者のうち就職希望者
 - (ウ) (イ)に掲げる者のうち就職内定者
 - (エ) (ウ)に掲げる者のうち県内企業の就職内定者
 - (オ) (ア)に掲げる者のうち進学者
 - イ ア(ア)に掲げる者のうち、ア(イ)及び(オ)に掲げる者以外の者の状況
 - (2) (1)の事項の基準となる期日
令和8年10月から令和9年3月までの各月末日
- 6 報告を求めるために用いる方法
電子メール等により調査票の配布及び取集を行う。
- 7 報告を求める期間
5(2)の各期日の翌月1日から同月15日まで
- 8 調査結果の公表の方法及び期日
5(2)の各期日の翌月下旬に記者発表により行うとともに、愛知県のウェブページに掲載して行う。

愛知県告示第412号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定による区域及び区分を次のように定める。

令和8年9月29日

愛知県知事 大村 秀章

区 域	区 分
豊 浜 区 域 (豊浜漁業協同組合の地区)	総トン数10トン未満の漁船により主としてかごを使用して営む漁業

愛知県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和8年9月30日から施行する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月29日

愛知県知事 大村 秀章

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			
		新 旧 別	区 間	敷地の幅員	延 長
県道	津島稲沢線	旧	稲沢市船橋町大塚555番2地先から同蘇木456番1地先まで	m 13.0 ~ 35.0	km 0.236
		新	同	同	同

愛知県告示第414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月29日

愛知県知事 大村 秀章

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道	津島稲沢線	稲沢市船橋町大塚559番1地先から同花ノ木1150番2地先まで	令和8年9月30日
	小口岩倉線	丹羽郡大口町御供所二丁目96番2地先から同97番2地先まで	令和8年9月29日

愛知県告示第415号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を次のように指定する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月29日

愛知県知事 大村 秀章

1 占用を制限する区域

道路の 種 類	路 線 名	占 用 を 制 限 す る 区 域
一般国道	247号	常滑市大字坂井字平井72番4地先から知多郡美浜町大字上野間字曾山6番3地先まで
	419号	知立市牛田町六反98番地先から同新林町平草60番25地先まで
県道	豊橋渥美線	田原市浦町中分84番1地先から同野田町大荒古2番1地先まで
		田原市浦町大原西3番5地先から同緑が浜一号10番2地先まで
	半田南知多公園線	知多郡美浜町大字古布字榊池35番2地先から同1番2地先まで
	半田南知多線	知多郡南知多町大字内海字奥鈴ヶ谷46番1地先から同字西浜田12番9地先まで
	名古屋岡崎線	豊明市沓掛町明和15番1地先から豊田市花園町石根32番1地先まで
	津島蟹江線	津島市江西町4丁目125番地先から同西愛宕町2丁目125番1地先まで
	古場武豊線	常滑市大字古場字五反田70番地先から知多郡武豊町字下山ノ田75番8地先まで

	知多郡武豊町字下山ノ田75番8地先から同字天神前二丁目107番地先まで
上野間布土線	知多郡美浜町大字上野間字新田13番1地先から同字東平井25番3地先まで
小鈴谷河和線	知多郡美浜町大字上野間字東平井25番3地先から同大字北方字吉田流38番2地先まで
奥田内福寺南知多線	知多郡美浜町大字豊丘字元林20番66地先から同南知多町大字山海字阿原19番2地先まで
豊丘豊浜線	知多郡南知多町大字豊丘字浜74番3地先から同字竹石71番3地先まで
安城知立線	知立市新林町平草60番25地先から同弘栄三丁目11番6地先まで
高松石神線	田原市野田町桜11番地先から同夕陽が浜159番地先まで
半田環状線	知多郡武豊町字天神前二丁目107番地先から同字中根三丁目102番1地先まで
岩屋観音線	知多郡南知多町大字山海字阿原19番2地先から同字松生11番3地先まで
東大見岡崎線	豊田市花沢町南川8番3地先から同下山田代町下坂佐後41番地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和8年10月1日

愛知県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき指定した道路の占用を制限する区域の指定を次のとおり解除する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月29日

愛知県知事 大村 秀章

1 占用の制限を解除する区域

道路の種類	路線名	占用の制限を解除する区域
県道	安城八ツ田知立線	知立市新池一丁目34番地先
	半田環状線	半田市青山二丁目27番2地先から知多郡武豊町字天神前二丁目107番地先まで

2 占用の制限を解除する理由

緊急輸送道路の指定が廃止されたことにより、道路の占用を制限する必要がなくなったため。

3 占用の制限の解除の期日

令和8年10月1日

愛知県告示第417号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定した。

令和8年9月29日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	区間
一般国道	248号	岡崎市柱曙二丁目8番14地先から同戸崎町字榎ヶ坪18番1地先まで

愛知県告示第418号

昭和47年愛知県告示第255号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

令和8年9月29日

愛知県知事 大村 秀章

三河港(1)水域施設の表泊地の項中 「田原市片浜町地先田原埠頭1号岸壁前面」 —4.5 47,500 を

田原市片浜町地先田原埠頭1号岸壁 前面	-4.5	47,500
田原市緑が浜地先田原埠頭2号岸壁 前面	-10.0	113,078

に改め、三河港(2)係留施設の表岸壁の項中

-5.5	400	2,000	4	14
------	-----	-------	---	----

を

-5.5 ~ -10.0	370	2,000 15,000	4	14 ~ 20
-----------------	-----	-----------------	---	------------

に改め、三河港(3)臨港交通施設の表道路の項中

18.50×39.20	を	11.50×37.20
11.50×39.50		11.50×37.50

に改め、三河港(4)荷さばき施設の表荷さば

き地の項中「4,466.36㎡」を「4,095.71㎡」に、「4,098.84㎡」を「7,935.19㎡」に改める。

愛知県告示第419号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の7第2項の規定に基づき、地方税共同機構に行わせる特定収納事務に係る特定歳入等を次のように定め、令和8年10月1日から施行する。

令和8年9月29日

愛知県知事 大村 秀章

地方自治法第243条の2の7第2項に規定する総務省令で定める方法により納付される歳入等

警察本部告示

愛知県警察本部告示第2号

愛知県警察本部長が管理する行政文書の開示に関する規程（平成13年愛知県警察本部告示第3号）の一部を次のように改正する。

令和8年9月29日

愛知県警察本部長 佐藤 隆司

第2条第1項第2号中「第8条第2項」を「第8条第3項」に改める。

第8条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「場合」の次に「（前項第1号に掲げる開示の方法による場合に限る。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第16条第2項の規定による写しの交付による開示の実施は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 当該文書等を複写機により用紙に複写したものの交付
 - (2) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
 - (3) 当該文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電子情報処理組織（警察本部長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と開示の実施を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第2項第3号において同じ。）を使用して送信する方法
- 第9条第2項に次の1号を加える。
- (3) 当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して送信する方法
- 様式第1を次のように改める。

様式第1（第2条関係）

行政文書開示請求書

年 月 日

愛知県警察本部長 殿

氏 名
〔法人その他の団体にあつて〕
は、名称及び代表者の氏名
郵便番号
住所(居所)又は事務所
(事業所)の所在地
電話番号

愛知県情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり行政文書の開示請求をします。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項		
開示の実施の方法	1 ☐ 閲覧・視聴 2 ☐ 用紙に複写した写しの交付 3 ☐ 光ディスクに複写した写しの交付 4 ☐ オンラインによる写しの交付 (2又は3の場合の郵送による送付の希望 ☐ 有 ☐ 無)	
※ 備 考	行政文書の名称	
	担当課等	

注1 写しの交付の方法により開示を受ける場合は、当該写しの作成の費用（郵送を希望する場合は、当該郵送の費用を含む。）を負担していただきます。

2 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したもの及び文書等をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録が含まれます。

3 「開示の実施の方法」及び「2又は3の場合の郵送による送付の希望の有無」については、該当する□にレ印を記入してください。

4 開示の実施の方法については、御希望に添えない場合があります。

5 ※の欄は、記入する必要がありません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2及び様式第3中「3 「写し」には、電磁的記録を用紙に出力したものが含まれます。」を削る。

附 則

この告示は、令和8年10月1日から施行する。

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和8年9月29日

愛知県知事 大村 秀章

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

ア あいち産業科学技術総合センターで使用する電気

予定使用電力量 7,351,796kWh

イ 旧瀬戸窯業試験場で使用する電気

予定使用電力量 15,744kWh

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書で示す仕様等とします。

(3) 履行期間

令和9年1月1日（金）から令和9年12月31日（金）まで

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(4) 履行場所

ア あいち産業科学技術総合センター（豊田市八草町秋合1267-1、瀬戸市南山口町250-3及び同市上之山町3-2-6）

イ 旧瀬戸窯業試験場（瀬戸市南山口町537）

(5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和8年4月～令和10年3月）大分類「1. 物品の製造・販売」のうち中分類「35. 電力」に登録されている者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により経済産業大臣の登録を受けている小売電気事業者であること。

(6) 「愛知県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和8年5月21日付け8地温第102号愛知県環境局長通知）第5条に定めるところにより電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示している者（開示したとみなされる者を含む。）で、同環境配慮方針別表1「愛知県環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定した環境評価基本項目の評価点の合計点数が70点以上（70点に満たない場合にあつては、同環境配慮方針第4条(2)の環境評価加点項目を加えた合計点数が70点以上）のものであること。

3 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法

令和8年9月29日（火）から令和8年10月7日（水）までの電子入札システムの稼働時間内に、電子

入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

また、令和8年9月29日（火）から令和8年10月7日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、(4)の場所において紙による交付も随時行います。

(2) 入札期間

令和8年11月9日（月）午前9時から令和8年11月11日（水）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）

(3) 開札の日時及び場所

令和8年11月12日（木） 午前10時

あいち産業科学技術総合センター管理部管理課

(4) 契約条項を示す場所及び問合せ先

あいち産業科学技術総合センター管理部管理課

豊田市八草町秋合1267-1（郵便番号470-0356）

電話（0561）76-8302

4 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び2(5)の資格を有することを証明する書類を令和8年9月29日（火）午前9時から令和8年10月7日（水）午後5時までの間に、電子入札システムにより、又は3(4)の場所に書面により提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

期限までに競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を提出していない者並びに入札参加資格がないと認められる者は、入札に参加することができません。

(6) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) その他

ア 契約書の作成は、電子契約サービスを使用して契約内容を記録した電磁的記録（電子契約書）を作成する方法によることができます。

イ 詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased: Electricity to be used in the Aichi Center for Industry and Science Technology and 1 other facility. Estimated amount required 7,367,540kWh.

(2) Bidding period: 9:00 a.m., November 9, 2026 - 5:00 p.m., November 11, 2026

(3) Contact point for the notice: Administrative Division, Administrative Department, Aichi Center for Industry and Science Technology

1267-1 Aikai, Yakusacho, Toyota City, Aichi 470-0356 Japan

Tel. 0561-76-8302

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対

し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和8年9月29日

愛知県知事 大村 秀章

- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
石川県白山市松本町2512番地
代表取締役 青木 宏憲
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ安城桜井店
安城市桜井町桜西一丁目2番1号ほか
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和9年6月16日
- 大規模小売店舗の概要

届 出 事 項			概 要
小売業を行う者	氏名又は名称		株式会社クスリのアオキ
	代表者の氏名		代表取締役 青木 宏憲
	住所		石川県白山市松本町2512番地
	その他小売業を行う者		なし
店舗面積の合計			1,172㎡
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	38台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	34台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	56㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	5.6㎡
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前9時
	小売業を行う者の閉店時刻		翌午前0時
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前8時30分から翌午前0時30分まで
	駐車場の自動車の出入口	数	4箇所
		位置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前6時から午後10時まで（一部午前6時から午前8時まで）

- 届出の日
令和8年8月28日
- 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年9月29日（火）から令和9年1月29日（金）まで（日曜日、土曜日、令和8年12月29日から31日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- 意見書の提出期限及び提出先
令和9年1月29日（金）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小

売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

令和8年9月29日

愛知県知事 大村 秀章

- 1(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

東洋繊維株式会社

一宮市大和町妙興寺2800番地

代表取締役 鎌田 浩嗣

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ妙興寺店

一宮市大和町妙興寺字白山西3番1ほか21筆

- (3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
小売業を行う者	氏名又は名称	ユニー株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 榊原 健
	住所	稲沢市天池五反田町1番地
	その他小売業を行う者	6名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由

小売業者の入退店のため。

- (6) 届出の日

令和8年8月26日

- (7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1－2）

- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年9月29日（火）から令和9年1月29日（金）まで（日曜日、土曜日、令和8年12月29日から31日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

- (9) 意見書の提出期限及び提出先

令和9年1月29日（金）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

- 2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

福玉株式会社

小牧市大字村中葭池1291番地の1

代表取締役 社本 光永

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

岩倉ショッピングセンター

岩倉市八剣町長野1番1ほか34筆

- (3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
小売業を行う者	氏名又は名称	ユニー株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 榊原 健
	住所	稲沢市天池五反田町1番地
	その他小売業を行う者	7名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由

小売業者の名称、代表者及び住所の変更並びに入退店のため。

(6) 届出の日

令和8年8月26日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年9月29日（火）から令和9年1月29日（金）まで（日曜日、土曜日、令和8年12月29日から31日まで及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先

令和9年1月29日（金）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

3(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社大洋

刈谷市松栄町三丁目3番地3

代表取締役 岡村 容子

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ東刈谷店

刈谷市松栄町二丁目14番地17

(3) 大規模小売店舗の変更の日

縦覧による。

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
小売業を行う者	氏名又は名称 ユニー株式会社	変更前に同じ
	代表者の氏名 代表取締役 榊原 健	同
	住所 稲沢市天池五反田町1番地	同
	その他小売業を行う者 6名（縦覧による）	6名（縦覧による）

(5) 大規模小売店舗の変更の理由

小売業者の入退店のため。

(6) 届出の日

令和8年8月26日

(7) 届出等の縦覧場所

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

(8) 届出等の縦覧の期間及び時間

令和8年9月29日（火）から令和9年1月29日（金）まで（日曜日、土曜日、令和8年12月29日から31日まで及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

(9) 意見書の提出期限及び提出先

令和9年1月29日（金）

愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

4(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社タチャ

名古屋市中区丸の内一丁目10番29号

代表取締役 船木 拓

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

タチャ豊田小坂店

豊田市小坂町二丁目60番

(3) 大規模小売店舗の変更の日

令和8年9月1日

(4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	ドミー毘森公園店 豊田市小坂町二丁目60番	タチャ豊田小坂店 豊田市小坂町二丁目60番

小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社ドミー	株式会社タチヤ
	代表者の氏名	代表取締役 竹之内栄生	代表取締役 船木 拓
	住所	岡崎市大平町字ハツ橋 1 番地 1	名古屋市中区丸の内一丁目10番29号
	その他小売業を行う者	なし	変更前に同じ

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
店舗名称及び小売業者の変更のため。
- (6) 届出の日
令和8年9月2日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年9月29日（火）から令和9年1月29日（金）まで（日曜日、土曜日、令和8年12月29日から31日まで及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和9年1月29日（金）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べることができる。

令和8年9月29日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社タチヤ
名古屋市中区丸の内一丁目10番29号
代表取締役 船木 拓
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
タチヤ豊田小坂店
豊田市小坂町二丁目60番
- 3 大規模小売店舗の変更の日
令和9年5月3日
- 4 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届 出 事 項			変 更 前	変 更 後
施設の配置に関する事項	駐輪場	位置	縦覧による	縦覧による
		収容台数	49台	変更前に同じ
	荷さばき施設	位置	縦覧による	縦覧による
		面積	128.22㎡	262.22㎡

- 5 大規模小売店舗の変更の理由
小売業者の変更に伴い施設の配置計画を変更するため。
- 6 届出の日
令和8年9月2日
- 7 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- 8 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年9月29日（火）から令和9年1月29日（金）まで（日曜日、土曜日、令和8年12月29日から31日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- 9 意見書の提出期限及び提出先
令和9年1月29日（金）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

愛知県労働委員会労働者委員補欠委員（1名）を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次のように委員候補者の推薦を求める。

令和8年9月29日

愛知県知事 大村 秀章

1 委員の任命

労働者委員は、労働組合の推薦に基づいて知事が任命するものとする。

2 委員候補者の推薦

(1) 推薦労働組合

愛知県内のみ組織を有し、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合

(2) 被推薦者

原則として1名とする。ただし、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）その他の法令により就職又は兼職を禁止されている者

(3) 推薦手続

ア 推薦期間

令和8年9月30日（水）から同年10月29日（木）まで

郵送による場合は、令和8年10月29日（木）までの消印のあるものに限り受け付けるものとする。

イ 提出書類

労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、次の書類を愛知県労働局労働福祉課に提出すること。

(ア) 愛知県労働局労働福祉課で配布する推薦書

(イ) 被推薦者の履歴書

(ウ) 推薦をする労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の愛知県労働委員会の証明書

3 問合せ先

愛知県労働局労働福祉課

名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）

電話（052）954-6361

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和8年9月29日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
7西建 44-31	令和 8.2.19	後藤 達也	豊田市小川町七丁目18-2	みよし市三好町東山16-4ほか 3筆
7西建 44-32	8.2.19	楠井 昂甫	安城市東栄町四丁目12-2	みよし市三好町東山16-3ほか 3筆

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の協議が成立して同法第29条第1項の規定に基づく許可があったものとみなされる開発行為に関する工事は完了した。

令和8年9月29日

愛知県知事 大村 秀章

協議成立 番号	協議成立 年月日	協議をした者の氏名	協議をした者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
7西建 44-16	令和 7.9.8	愛知県公営企業管理者 企業庁長 宮川 俊行	名古屋市中区三の丸三丁目1-2	額田郡幸田町大字須美字黒山 15-1及び15-3の全部並びに 14-4及び15-2の各一部ほか、 字前山1-1ほか88筆の全部及 び3-16ほか13筆の各一部、字 向屋敷22-3ほか11筆の全部及 び22-2ほか5筆の各一部並び に字石原4-3ほか17筆の全部